

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国籍で永住許可を受けていない方で、以下の条件を満たしている方。 <ul style="list-style-type: none"> -日本にお住まいの方。 -日本語の契約規定を理解できる方（配偶者または法律専門家の助けを得て理解できる場合を含む）。 ● 25歳以上65歳以下の方で、完済時の年齢が75歳以下の方。 ● 正社員として1年以上、または会社役員・自営業として3期以上の安定した収入があることを公的書類にて証明できる方。 ● 税込年収400万円以上の方。 ● お借り入れの対象となる地域は主要都市圏となります。ただし、上記地域内でも物件によっては取り扱いができない場合があります。 ● その他、当行所定の審査基準を満たしている方。 						
ご資金のお使いみち	<p>【ご購入・ご建築】ご本人または生計を共にするご家族の居住用住宅に関する下記のお使いみちです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の建築・増改築（店舗併用住宅を含む） ● 建売住宅（マンションを含む）の購入 ● 中古住宅（マンションを含む）の購入 ● 居住用土地の購入資金（1年以内に住宅をご建築の場合） <p>【お借り換え】ご本人または生計を共にするご家族の居住用に取得された住宅に関する下記のお使いみちです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在お借り入れ中の住宅ローン（当行のローンを除きます）の返済資金 						
ご融資金額	<p>500万円以上1億円以内（10万円単位）です。</p> <p>ただし、ご資金のお使いみちが【ご購入・ご建築】の場合は、ご融資の対象となる物件のご購入価格をご融資の上限とさせていただきます。※その他、年収や当行担保評価等により制限される場合があります。</p>						
ご融資期間	<p>1年以上 35年以内（1年単位）です。</p>						
返済休暇	<p>ご返済開始2年目からいつでも、最長36ヵ月間まで、返済額を軽減できます。※延滞時はご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご返済予定額のうち、元本ご返済額を1円まで減額することができます（お利息のお支払はご継続いただきます）。 ● 返済休暇をご利用になると、返済休暇期間と同期間、返済期間を自動的に延長します。一度延長された返済期間は、返済休暇を解除しても自動的に短縮されません。 ● 返済休暇は、あらかじめ返済休暇期間を含めたご返済計画でお借り入れいただくか、もしくは一部繰上返済により返済期間を短縮後、その短縮した返済期間を返済休暇に充当することでご利用いただけます。いずれの場合も返済休暇の期間は最長36ヵ月間まで可能です。 ● 返済休暇をご利用の際の事務手数料は必要ありません。 						
ご返済方法	<p>元利均等月賦返済です。ご融資金額の40%以内まで、6ヵ月ごとのボーナス返済もご利用いただけます。</p> <p>※返済額の試算は、店頭または本商品パンフレット記載の電話番号にお問い合わせください。</p>						
お借り入れ金利	<ul style="list-style-type: none"> ● お借り入れ金利は、ご契約時点の「スターワン住宅ローン基準金利」をもとに決定いたします。「スターワン住宅ローン基準金利」とは、当行が毎月、市場金利の水準に応じて定め、店頭および当行のホームページにて公表している金利です。具体的な金利水準や引き下げ条件など詳しくは当行ホームページにてご確認ください。本商品のパンフレット記載の電話番号にお問い合わせください。 ● 変動金利型、固定金利型（3年、5年、10年）の4種類の中から自由にお選びいただけます。 ● お借り入れ金利は、お選びいただいた金利の種類ごとに、変動金利型は6回目、固定金利型はそれぞれ36回目、60回目、120回目の約定返済日にその時点の変動金利型の金利水準に基づいて見直し、以後6ヵ月ごとに見直されます。ただし、各見直し日の2営業日前までにお手続きいただくことで、見直し日以後の金利として固定金利型（3年、5年、10年）をお選びいただけます。 ● 見直し日から次の見直し日までの間は、その期間中のお借り入れ金利を変更することはできません。 ※お借り入れ期間中に永住許可を受け、当行にご連絡いただいた場合、所定の審査のうえ、お借り入れ金利を優遇できる場合がございます。 						
担保	<p>対象となるご自宅の土地および建物に当行を第一順位とする抵当権を設定していただきます。</p>						
保証人	<p>保証会社や第三者による保証は原則として必要ありません。ただし、配偶者がいらっしゃる場合、配偶者を連帯債務者または連帯保証人としてください。また、収入合算をなさる場合や共有物件を担保物件とされる場合、収入合算者や物件共有者の方に連帯保証人または連帯債務者になっていただく必要があります。</p>						
繰上返済	<p>一部繰上返済・全額繰上返済手数料は無料です。なお、店頭にて一部繰上返済をお受けする際には100万円以上からとさせていただきます。</p> <p>*東京スターダイレクト（インターネットバンキング）からのお手続きに関しましてはお取扱い金額の下限はありません。</p>						
事務手数料（税込）	<p>（1件につき）融資実行日に、ご融資金額に対して2.2%の事務手数料をお支払いいただきます。</p> <p>※その他、登記費用、印紙税等の費用（実費）がかかります。</p>						
団体信用生命保険	<p>万一に備え、当行が契約している保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。②ガン保障特約付き団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプランまたは③ワイド団信プラン（引受条件緩和型団体信用生命保険）をご利用の場合は、金利に0.3%上乗せとなります。</p> <table border="1" data-bbox="261 1429 1481 1921"> <tr> <td data-bbox="261 1429 497 1608">① 団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプラン</td> <td data-bbox="497 1429 1481 1608"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体信用生命保険（団信） 死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 ➢ 就業不能信用費用保険（入院保険） 病気やケガで入院された場合には、入院費用保険金10万円が支払われます。入院期間が本ローンご返済日を含む場合は、最大6ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間分を限度）当月の返済額相当額も支払われます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1608 497 1796">② ガン保障特約付き団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプラン</td> <td data-bbox="497 1608 1481 1796"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガン保障特約付き団体信用生命保険（ガン団信） 死亡・所定の高度障害になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときだけでなく、医師によりガン（悪性新生物）と診断された場合、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 ➢ 就業不能信用費用保険（入院保険） 病気やケガで入院された場合には、入院費用保険金10万円が支払われます。入院期間が本ローンご返済日を含む場合は、最大6ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間分を限度）当月の返済額相当額も支払われます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1796 497 1921">③ ワイド団信プラン（引受条件緩和型団体信用生命保険）*</td> <td data-bbox="497 1796 1481 1921"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体信用生命保険（ワイド団信） 死亡・所定の高度障害になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 *健康上の理由により、通常の団信に加入できない方を対象に、引き受け範囲を拡大した団体信用生命保険です。病気の程度によって引き受けを可能とします。 </td> </tr> </table> <p>※保険金・診断給付金などの支払いには、上皮内ガンはガン診断給付金の支払対象とならないなど制限条件がございます。お申込に当たっては保険金などのお支払い事由や支払われない場合などの保障内容の詳細について被保険者のしおり記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読み下さい。</p>	① 団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプラン	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体信用生命保険（団信） 死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 ➢ 就業不能信用費用保険（入院保険） 病気やケガで入院された場合には、入院費用保険金10万円が支払われます。入院期間が本ローンご返済日を含む場合は、最大6ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間分を限度）当月の返済額相当額も支払われます。 	② ガン保障特約付き団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプラン	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガン保障特約付き団体信用生命保険（ガン団信） 死亡・所定の高度障害になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときだけでなく、医師によりガン（悪性新生物）と診断された場合、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 ➢ 就業不能信用費用保険（入院保険） 病気やケガで入院された場合には、入院費用保険金10万円が支払われます。入院期間が本ローンご返済日を含む場合は、最大6ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間分を限度）当月の返済額相当額も支払われます。 	③ ワイド団信プラン（引受条件緩和型団体信用生命保険）*	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体信用生命保険（ワイド団信） 死亡・所定の高度障害になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 *健康上の理由により、通常の団信に加入できない方を対象に、引き受け範囲を拡大した団体信用生命保険です。病気の程度によって引き受けを可能とします。
① 団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプラン	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体信用生命保険（団信） 死亡・所定の高度障害状態に該当したとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 ➢ 就業不能信用費用保険（入院保険） 病気やケガで入院された場合には、入院費用保険金10万円が支払われます。入院期間が本ローンご返済日を含む場合は、最大6ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間分を限度）当月の返済額相当額も支払われます。 						
② ガン保障特約付き団体信用生命保険・就業不能信用費用保険付きプラン	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガン保障特約付き団体信用生命保険（ガン団信） 死亡・所定の高度障害になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときだけでなく、医師によりガン（悪性新生物）と診断された場合、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 ➢ 就業不能信用費用保険（入院保険） 病気やケガで入院された場合には、入院費用保険金10万円が支払われます。入院期間が本ローンご返済日を含む場合は、最大6ヵ月間（保障期間を通算して36ヵ月間分を限度）当月の返済額相当額も支払われます。 						
③ ワイド団信プラン（引受条件緩和型団体信用生命保険）*	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 団体信用生命保険（ワイド団信） 死亡・所定の高度障害になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローン残高に相当する保険金が支払われます。 *健康上の理由により、通常の団信に加入できない方を対象に、引き受け範囲を拡大した団体信用生命保険です。病気の程度によって引き受けを可能とします。 						
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>						